

青森県報

号外第十六号

平成二十四年
三月二十八日
(水曜日)

目 次

規 則

- 青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………(労政・能力 開発 課) …… 一
- 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) …… 一

訓 令

- 職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) …… 二
- 青森県身体障害者相談業務委託規程を廃止する訓令……………(障 害 福 祉 課) …… 二

規 則

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年十月青森県規則第七十八号)の一部を

次のように改正する。

第六条第一項中「日数に応じて」を「日について、四十日分を限度として」に改め、

同条第二項中「七百円」を「五百円」に改める。

第三号様式の注中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 短時間講習の日数の欄には、前項で講習を受けた日数の合計が40日を超える場合は、当該40日を超える日数を控除した日数を記入してください。

附 則

- この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 改正後の青森県職業訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)第六条第一項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始される職業訓練に係る受講手当の支給について適用し、施行日前に開始された職業訓練に係る受講手当の支給については、なお従前の例による。
- 改正後の規則第六条第二項の規定は、施行日以後に受けた職業訓練に係る受講手当の日額について適用し、施行日前に受けた職業訓練に係る受講手当の日額については、なお従前の例による。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十三号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則(昭和三十三年十月青森県規則第一百十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表青森県立青森高等技術専門校の項中

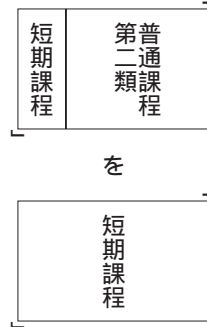
普通課程 第二類	電力系電気工学科	二年	二〇人
	土木系環境土木工学科	二年	二〇人
短期課程	造園科	一年	一五人

を

普通課程 第二類		電力系電気工学科	二年	二〇人
学科	土木系環境土木工	二年	二〇人	

に改め、別表第二号の表青森県立

障害者職業訓練校の項中



に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「六、〇四〇円」を「五、九七〇円」に、「六、〇一〇円」を「五、八八〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「五、六二〇円」を「五、七二〇円」に、「二、四二〇円」を「二、三九〇円」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県身体障害者相談業務委託規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県身体障害者相談業務委託規程を廃止する訓令

青森県身体障害者相談業務委託規程（昭和四十二年十一月青森県訓令甲第四十三号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭